

○浪江町町内飲食店食料品調達支援事業補助金交付要綱

(令和元年 6 月 26 日

告示第 18 号)

改正 令和 2 年 4 月 1 日告示第 53 号

令和 2 年 6 月 1 日告示第 79 号

令和 4 年 3 月 14 日告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の生活環境及び経済活動の早期回復に向けた取組みを促進するため、町内飲食店に対し、事業者から購入する食料品の経費の一部に予算の範囲内において補助金を交付するため、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和 60 年浪江町規則第 12 号)及び浪江町補助金交付要綱(昭和 60 年浪江訓令第 110 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

[浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和 60 年浪江町規則第 12 号)] [浪江町補助金交付要綱(昭和 60 年浪江訓令第 110 号)]

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食店 日本標準産業分類(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたものをいう。)項目表に掲げるもののうち、大分類 M-宿泊業、飲食サービス業に分類されるものであって、中分類 76-飲食店に分類される業種をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第二条に定義する業種は除く。

(2) 食料品 日本標準商品分類(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたものをいう。)項目表に掲げるもののうち、大分類 7-食料品、飲料及び製造たばこに分類されるものであって、中分類 69 から 75 に分類される食料品並びに中分類 76 のうち、小分類 291-みりん及び小分類 292-合成清酒を含む。ただし、中分類 75-その他の食品のうち、小分類 39-その他の調理食品に該当するものは除く。

(3) 事業者 浪江町内において現に食料品等を取扱う事業者又は浪江町内へ食料品を納入することができ、平成 22 年度及び平成 23 年度に浪江町に法人町民税を納付している事業者

(事業者の登録及び認定)

第 3 条 事業者は、前条第 3 号に該当する場合、町長に取扱店登録申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 町長は、前号の取扱店登録申請書の提出があったときは、速やかにその内容を精査して登録の可否を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により、登録を認定した者に対しては、取扱店登録認定書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助対象者及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付を受ける者は、浪江町の帰還支援策に同意し、参画すること。

2 補助金の補助対象者は、浪江町内において、事業を再開又は平成29年3月31日以降に新たに町内において事業を行う飲食店とする。

3 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が事業者より食料品を購入する経費とする。

（補助限度額、補助率等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の3とする。

2 補助金の補助限度額は、月額10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業開始許可書の写し

(2) 当該年度の食料品調達計画書（様式第4号）

(3) その他町長が特に必要と認める書類

（交付の決定及び通知書）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(様式第6号)によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の3月31日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、実績報告書（様式第8号）を四半期ごとに当該終了月の翌月15日まで(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから30日以内)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 食料品調達伝票
 - (2) 月別の食料品調達帳簿（様式第 9 号）
 - (3) その他町長が特に必要と認める書類
- （交付額の確定）

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第 11 条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第 11 号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（令和 2 年度における新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例）

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年度に交付する補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 とする。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 53 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 1 日告示第 79 号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 14 日告示第 20 号)

この要綱は、公布の日から施行する。